

裁 決 書

審 査 請 求 人 鹿児島市 小川町14番11号 水本マンション402号

佐藤 美津子

代 理 人 鹿児島市原良5丁目3-18

祝迫 加津子

処 分 庁 鹿児島市福祉事務所長

審査請求人 佐藤 美津子（以下「請求人」という。）が令和5年8月22日に提起した処分庁 鹿児島市福祉事務所長による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条に基づく生活保護変更決定処分（令和5年5月30日付け。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。ただし、令和5年5月分以降の障害者加算に関し、認定をした部分については取り消されるべきものではない。

第1 事案の概要

本件は、処分庁が請求人に対して令和5年5月30日付けで行った法第25条の規定に基づく本件処分に対し、障害者加算の遡及認定を求める事案である。

なお、審査請求の対象となる処分は、生活保護変更通知書により、令和5年5月分以降の障害者加算を認定したものである。

令和4年3月分から令和5年4月分については、請求人が障害基礎年金（以下「障害年金」という。）の受給権を確認中として、処分庁が障害者加算を認定しなかったものとし、その取消しを求める審査請求と解される。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件に係る根拠法令等）

(1) 職権による保護の変更等について

法第25条第2項には、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないと規定されている。

(2) 報告、調査等について

法第28条第1項には、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産やその他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して報告を求め、若しくは当該職員にこれらの事項を調査させることができると規定されている。

(3) 障害の程度の判定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(2)-エ-(7)で

は、障害者加算の認定について、障害の程度の判定は、原則として国民年金証書等により行うこととし、局長通知第7-2-(2)-エ-(イ)においては、これらを所持していない者については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うことと規定されている。また、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算の認定等をすべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うことと規定されている。

(4) 障害者加算に係る障害の程度について

「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。)別表第1第2章-2-(2)-イには、障害者加算について、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病(以下「傷病」という。))について初めて医師等の診療を受けた(以下「初診」という。)後1年6月を経過した者等に限る。)と規定されており、国民年金法施行令別表の2級-16には、精神に係る障害について、精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のものと規定されている。

(5) 障害の程度が確認できる書類について

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問第7の65には、障害の程度が確認できる書類として、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。))については、交付年月日又は更新年月日が傷病に係る初診後1年6月を経過している場合に限り含まれるものと規定されている。この場合において、手帳の2級に該当する障害は、国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定するものと規定されている。

(6) 加算対象とすべき障害者の認定について

「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」(昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「加算認定通知」という。))には、生活保護法による保護における各種加算の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金等(以下「関連年金等」という。))における裁定等をまっとうすべきものではなく、関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、精神保健福祉センター等の指定する医師の診断により認定を行うこととされているが、手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が傷病に係る初診後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないことと規定されている。

(7) 精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定について

「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「障害判定通知」という。))には、障害年金の受給権を有する者は、障害の程度の判定は原則として障害年金に係る国民年金証書により行うが、手帳を所持している者が障害年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が傷病に係る初診後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものと規定されている。

障害年金の受給権を有する者以外では、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該傷病に係る初診後1年6月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものと規定されている。

いずれの場合にしても、障害の程度は、手帳の2級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定するものと規定されている。

鹿大

(8) 加算についての届出について

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7の17答には、加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となっていて行われるべきものであるが、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもなく、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続を始めるとともに、本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであるとし、月の途中で、加算の要件に該当する者からの申告届出があり、これらの者を発見した場合は、翌月の初日から加算を計上すれば足りるものと規定されている。

(9) 障害年金の支給要件について

国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条第1項には、障害年金は、傷病に係る初診日において、被保険者が当該初診日から起算して1年6月を経過した日(以下「障害認定日」という。)に障害等級1級及び2級(以下単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給するとされており、また、同法第30条の2第1項においては、障害認定日において、障害等級に該当しなかった者が同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき(以下「事後重症」という。)は、その者は、その期間内に前条第1項の障害年金の支給を請求することができると規定されている。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、請求人の障害基礎年金に係る受給権がないことを令和5年5月1日に確認し、本件処分を同年同月30日に行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和5年8月22日 請求人代理人(以下「代理人」という。)が審査庁に、審査請求書を提出

同 年9月26日 審査庁による審理員指名

同 年11月2日 処分庁が弁明書を提出

同 年12月14日 代理人が反論書を提出

令和6年1月12日 代理人が口頭意見陳述申立書を提出

同 年2月6日 審理員が口頭意見陳述を実施

同 年同月9日 審理員が請求人に質問を実施

同 年同月同日 審理員が処分庁に質問及び物件の提出依頼を実施

同 年同月22日 処分庁が審理員からの質問に対する回答書(以下「処分庁回答書」という。)及び物件を提出

同 年同月26日 代理人が審理員からの質問に対する回答書(以下「代理人回答書」という。)を提出

同 年4月5日 審理員の交代

同 年同月17日 審理手続の終結

第3 審理関係人の主張の要旨

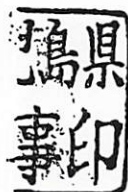
1 請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書の内容

障害者加算の認定が遅れたのは処分庁の責任であり、請求人が手帳2級を処分庁に持参した日の翌月の令和4年3月に遡及して支給すべきである。

請求人は58歳時に精神的不調により初めて鹿児島市内の〇〇クリニックを受診した。その後〇〇クリニックを受診し、手帳3級を取得した。この時点では障害年金の申請はしていない。

令和3年3月4日から生活保護を受給、精神的不調の悪化により令和4年に〇〇



■クリニックに相談、同年2月に手帳2級を取得し、同月24日には手帳を担当ケースワーカー（以下「担当」という。）に提示している。

障害判定通知では、障害年金の受給権を有する者以外の場合、初診日から1年6月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものと規定されている。

国民年金法第30条の2では、65歳を過ぎると事後重症による障害年金の申請はできないと規定されている。65歳を過ぎていても初診日が65歳以前であれば障害認定日による申請は可能だが、初診日から1年6か月の診断書が必要とされる。請求人は2級の手帳を交付された時点で70歳を超えており、事後重症による申請の道は閉ざされていた。また、医療機関に問い合わせたが、カルテがなく診断書は書けないと言われた。

以上のことから、請求人の手帳2級取得時には障害年金の受給資格はないことは明白である。

しかし、請求人が手帳2級を取得後、障害者加算の認定について処分庁へ問い合わせたところ、担当からは年金担当課に行くよう言われるだけであった。請求人は老齢年金を受給していたことから、担当からの指示を理解できず、障害者加算は支給されないものと諦めて請求はしなかった。

担当は、請求人から手帳2級が提出された際、事情を聴き、障害者加算の認定の可否について真剣に検討すべきであったにもかかわらず、ただ、年金担当課に行くようにとしか言わず、1年余りも障害者加算を支給しなかったことは怠慢である。

その後、市民団体責任者が同行し、処分庁と協議した結果、障害者加算が支給されることとなった。

国の方針では、生活保護利用者になんら落ち度がなく、福祉事務所側の責任において生活保護費の漏給があった場合、5年前まで遡及支給が可能である。したがって、請求人が手帳2級を取得した旨を申告した翌月の令和4年3月から障害者加算を認定すべきであり、遡及支給されることが当然と考える。

(2) 反論書の内容

問答集問7の17答により、加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続を始めるとともに、本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきである。

弁明書のとおり、請求人が手帳2級を取得し、処分庁に届け出たのは令和4年2月24日であった。この時点で担当は加算などには言及せず、「対象者の需要発見について積極的な確認の努力」は一切なく、その後も「実施機関として認定に必要な手続を始める」ことも、「適当な方法で申告届出を求める」こともなかった。しかも1か月半後の同年4月8日、障害者加算について電話で相談した時も「年金の担当課に行ってください。」と言っただけであった。請求人はすでに老齢年金を受給していたため、年金担当課に行く理由や、障害年金の受給権と障害者加算の関係が分からず、1年以上何もせず過ごすことになったのは当然であり、本人に過失は全くない。

担当が令和4年4月8日に年金事務所で障害年金の受給権の有無を確認するよう説明したというのであれば、初診日や年金保険料の支払いの状況、医療機関名などについて、なぜ実施機関として聞こうとしなかったのか。また、その後1年以上も確認することもなく放置したのか。弁明書でも「手帳2級の提出があった時点で障害者加算の認定について予測ができ、担当が請求人に対し、障害年金の受給権の有無について調査するよう、また調査が困難な場合は担当に相談するよう、指導が出来たと思われる」と認めているが、最初から援助すべきは当然であることは問答集からも明らかである。

障害者加算が認定されていないことを知った市民団体の援助により、手帳2級の提出から1年3か月も経過してようやく障害者加算が支給されることとなったが、それがなければ請求人はその後も障害者加算を支給されることなく、最低生

鹿
知

活費以下での生活を余儀なくされ続けた可能性は高い。心の病を抱える請求人に対し、必要な援助を一切行うことなく任務を放棄してきた処分庁の責任は極めて重大である。

以上のことから、請求人及び代理人は審査請求のとおり、手帳2級の取得を届け出た翌月の令和4年3月に遡って障害者加算を認定する裁決を求める。

(3) 代理人回答書の内容

ア 手帳3級を取得した時、障害年金の裁定請求を行わなかった理由について
手帳3級では障害年金の対象とならず、また、65歳を超えたら申請できないと思っていた。

イ 本件処分が行われるまでに障害年金の請求を行ったことはあるか。
行っていない。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 弁明書の内容

ア 本件処分までの経緯

(ア) 令和3年3月4日 請求人の生活保護を開始、手帳3級を提出。

(イ) 令和4年2月24日 請求人が手帳2級を提出。

(ウ) 同年4月8日 請求人は担当に障害者加算について相談し、担当は、精神障害の場合は、障害年金の受給権（納付要件）の有無により手続方法が異なるため、請求人に対し年金事務所での障害年金の受給権の有無を確認するよう説明。

(エ) 令和5年5月1日 請求人及び代理人が来所し、65歳を過ぎているので、障害認定日での障害年金しか申請できないが、障害認定日の診断書が取れないことを医療機関に確認済みであり、今回のようなケースにおける障害者加算の認定についての処分庁の方針を聴きたい、と相談。

(オ) 同年同月10日 県に対し、疑義照会を実施。

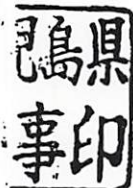
(カ) 同年同月30日 県から「障害判定通知により障害の程度の判定を行うこととする。ただし、加算の認定の時期については、ケース診断会議に諮る等の方法により慎重に判断されたい。」との回答受理。ケース診断会議の結果、請求人の障害年金に必要な診断書が取れないことを確認した日が令和5年5月1日であったため、障害者加算の認定開始月を令和5年5月とし、6月から支給した。

イ 審査請求書記載事実の認否

(ア) 「令和3年3月4日からは～担当のもとに持参している。」の記載事実は認める。

(イ) 「国民年金法では65歳を過ぎると～すでにカルテもなく書けないと言われた。」の記載事実は認める。

(ウ) 「手帳2級を取得したときは、請求人には障害年金受給資格はないことは明白であった。」の記載事実は否認する。理由は、65歳到達日以降であっても、障害認定日による請求の可能性があるからである。ただしこの場合は、初診日における納付要件を満たしていること、また、障害認定日の診断書が必要である。請求人は手帳2級を取得した時点で、障害認定日の診断書作成が可能かどうか、医療機関に確認できていたか、定かでない（年金事務所によると、障害認定日から5年以上経過していても、診断書が提出されるケースはあるとのこと）。よって、この時点で受給資格はない、とは断言できないからである。なお、請求人は手帳2級を取得した時点で65歳を超えていたため、事後重症による申請ができないことは、明らかである。



- (イ) 「請求人が2級の手帳を～その理由も何ら説明はしていない。」の記載事実は、否認する。理由は、令和4年4月8日、担当が相談を受けた際に、障害年金の受給権（納付要件）の有無により手続方法が異なるため、まずは年金事務所で受給権の有無を確認するよう、説明しているからである。
- (ロ) 「ケースワーカーは2級の手帳を～真剣に検討すべきであった。」の記載事実は一部認める。理由は、手帳2級の提出があった時点で障害者加算の認定について予測ができ、担当から請求人に対し、障害年金の受給権の有無について調査するよう、また調査が困難な場合は担当に相談するよう、指導ができたと思われるからである。
- (ハ) 「令和5年5月30日付で保護変更通知が出されるに至り、障害者加算が支給されることとなった。」の記載事実は認める。

ウ 処分庁回答書

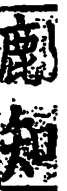
- (ア) 請求人の生活保護開始日から手帳2級取得までの間に、障害年金に係る障害認定日による請求の可能性について検討したか。
検討はしていない。障害判定通知に基づき、手帳3級では障害者加算の対象とならず、2級になった時点で必要となるため。
- (イ) 請求人から手帳2級が提出されてから本件処分を行うまで1年以上経過した原因について
請求人は定期的な収入申告等も適切に行っており、請求人自ら対応可能と考えていた。なお、請求人から報告がない状況において、進捗確認を行わなかったことも期間を要した一因と考える。
- (ロ) 令和4年4月8日に説明した後のことについて
a 請求人から進捗状況について報告を受けた又は訪問調査等において確認したか。
報告は受けておらず、確認も行っていない（理由は上記(イ)と同じ。）。
- b 障害年金に係る受給権の調査について、請求人の支援を行ったか。
支援は行っていない（理由は上記(イ)と同じ。）。

3 口頭意見陳述の内容

代理人からの申立てにより、審理員は、令和6年2月6日に口頭意見陳述を実施した。

(1) 代理人の質問項目及び処分庁の回答

- ア 障害者加算をはじめ加算制度はなぜつくられているか。
加算は基準生活費において配慮されていない個別的な特別な需要を満たすものの。
- イ ケースワーカーの仕事とは。
生活保護の決定のほか、被保護者に対し生活の維持、向上等のための指導、自立助長のために必要な助言を行うこと。
- ウ 請求人に年金事務所に行くように指示したというが、心の病を抱える請求人がその意味を十分理解したと考えるか。
問題なく理解したものと認識している。
- エ その後1年半の間に「年金の件はどうなっているか」など、一度も尋ねていないのはなぜか。
請求人は収入申告書等も定期的に提出されており、自身で対応可能と考えていたが、配慮が十分ではなく、請求人に寄り添った対応を早期に実施すべきであった。
- オ 年金の受給権の有無については、担当の援助があればすぐにでも調べられたはずであるが、どうして本人任せで1年半近くも放置されたのか。
上記エと同じ回答。
- カ 市民団体責任者が請求人とともに状況を聞くまで、処分庁としてこの件について何ひとつ手をつけようとしていないのはどのような理由によるものか。



ようやく開かれたケース診断会議でも、担当や処分庁の対応については全く触れられていない。その理由は何か。

上記エと同じ回答。

ケース診断会議においては、加算の認定の可否や時期について協議した。

キ このケースは指摘がなければ障害者加算は今後もつけられないまま放置されたと考えられる。どう考えるか。

加算について確認すべきとの認識があったことから、このまま放置されることはなかったと考える。

ク この件について担当及び処分庁の対応には何の落ち度もなく、責任はすべて請求人にあったと考えているのか。

手帳2級の提出があった時点で障害者加算についての予測ができ、請求人に対し、調査が困難な場合は、適切な調査や相談について、指導や助言を行いつつ、進捗状況を確認しながら請求人に寄り添った対応を早期にすべきであったと考えており、もっと配慮すべき点はあったと考える。

(2) その他（質疑）

（代理人）処分庁は請求人に対し具体的な指示をしたのか。

（処分庁）証明するものがなく難しいと考える。年金事務所へ行き調査するようには言った。

（審理員）障害者手帳を所持している方が、年金受給権の有無がはっきりしない場合又は手続をしていない場合、加算は認定できないという取扱いか。

（処分庁）身体障害者手帳の場合は等級に応じて加算を認定できるが、精神障害者保健福祉手帳の場合は受給権の有無により対応が変わる。

（代理人）その後、確認しないのはおかしいのではないか。

（処分庁）令和4年4月に調査するよう依頼し、その返事を待っていた。処分庁においては調査していなかった。返事があれば対応できたかもしれないが、配慮が足りなかった。

第4 論点整理

1 障害者加算認定に係る取扱いについて

処分庁は、請求人から手帳2級が提出された際に、障害年金の受給権（納付要件）の有無により手続方法が異なると判断し、請求人の障害年金に係る受給権を確認するため、請求人に対し年金事務所で受給権の有無を確認するよう説明している。本件処分に際し、受給権の有無の確認が必要であったかを確認する必要がある。

2 本件処分に要した期間について

請求人が処分庁に手帳2級を提出してから本件処分が行われるまで1年以上経過していることから、期間を要したことについて、違法性又は不当性がないかを確認する必要がある。

第5 裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

(1) 請求人が受給する年金等について

ケース記録票において、請求人は老齢年金を受給していることが確認できる。

なお、審理関係資料から、障害者加算認定の要件となる国民年金証書等の所持や手当等の受給は確認できない。また、障害者を支給要件とする年金に係る申請手続を行った事実も確認できない。

(2) 請求人の手帳について

審理関係資料において、請求人の手帳3級は平成28年8月23日に交付されたことが確認できる。手帳2級については、審査請求書及び処分庁の受付日から、令和4年2月中に交付されたと確認できる。

(3) 初診日について



審査請求書において、請求人が精神的不調により初めて医療機関を受診したのは58歳時（平成21年頃）であることが確認できる。

(4) 障害年金における障害の程度の要件について

国民年金法第30条第1項及び同条の2第1項により、障害年金は、障害認定日に障害等級に該当する障害の状態である場合又は障害認定日に障害等級に該当する障害の状態ではなかったが、同日後65歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至った場合の2つの要件が確認できる。

(5) 本件処分に至るまでの経緯について

審理関係資料から、以下の事実が確認できる。

ア 令和4年2月24日に請求人が処分庁へ手帳2級を提出した。

イ 令和4年4月8日に請求人は処分庁へ電話により障害者加算について相談、処分庁は、障害年金の受給権（納付要件）の有無により手続方法が異なることから、年金事務所で受給権の有無を確認するよう説明した。

ウ 令和5年4月24日に代理人は処分庁へ電話により診断書を取ることができず請求人の障害年金の申請ができない場合の障害者加算の取扱いについて問合せを行い、処分庁は障害年金の申請に際して医療機関の受診状況の証明を添付できない場合の取扱いを説明した。

エ 令和5年5月1日に代理人が処分庁を訪問、請求人の障害者加算の認定に係る処分庁の方針を確認、処分庁からはよく調べた上で回答する旨返答した。

オ 令和5年5月10日に処分庁は県に対し疑義照会を実施、同月29日付で県から第3-2-(2)-(カ)のとおり回答を受理した。

カ 令和5年5月30日に処分庁は障害者加算の認定についてケース診断会議を実施し、令和5年5月1日に障害年金の受給権がない旨確認したことを根拠として、法第25条に基づく本件処分を実施した。

キ 処分庁は、上記アからウまでの期間において、障害者加算や障害年金の申請について検討は行っておらず、また、請求人に進捗状況等の確認も行っていない。

2 論点に対する判断

(1) 障害者加算認定に係る取扱いについて

ア 精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の認定について

請求人は上記1-(1)から、局長通知第7-2-(2)-エに規定される障害の程度の判定に必要な国民年金証書等は所持しておらず、この規定による障害者加算の要件には該当しない。

課長通知問第7の65答から、手帳の交付年月日又は更新年月日が傷病に係る初診後1年6月を経過している場合に限り、手帳も局長通知7-2-(2)-エ-イ)における障害の程度が確認できる書類に含まれる。

請求人は、上記1-(2)により手帳2級を所持しており、初診日から1年6月を経過したのは、上記1-(3)により請求人が60歳頃（平成23年頃）と推測される。手帳2級に更新されたのは、上記1-(2)のとおり令和4年2月であることから、ケース診断会議記録票にも記載があるとおり、請求人の手帳の更新年月日は初診後1年6月を経過していると認められる。請求人は、国民年金証書等は所持していないが手帳2級を所持しており、告示別表第1第2章-2-(2)-イに基づく障害者加算の要件に該当する。

イ 精神障害者に係る障害者加算の認定について

障害者加算の認定にあたっては、上記アのみではなく、加算認定通知に規定されている点に留意する必要がある。また、加算認定通知は、精神障害者保健福祉手帳の制度が平成7年10月1日から実施されることに伴い改正され、その要点が第2-1-(7)の障害判定通知において規定されている。

請求人は令和4年2月24日に手帳2級を処分庁へ提示していることから、加

鹿知

算認定通知における申告があったものと認められる。

加算認定通知には、関連年金等の裁定を受けていない障害者から、加算の申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示することと規定されている。

請求人は障害年金を受給しておらず、申請も行っていない。更に、当該年金の受給権の有無も不明だったことから、処分庁は令和4年4月8日に請求人の障害年金受給及び本件処分のために必要な加算認定通知に規定される指示を行ったと認められる。

しかし、当該指示は、手帳2級の提出から1か月余り請求人から相談があるまで行われていない。

また、令和5年4月24日に代理人が障害者加算の手続について問い合わせから約1か月後に本件処分が行われていることを考えると、処分庁は、請求人が手帳2級を処分庁に提示してからと同様の期間で調査及び処分を実施できたものといえる。

(2) 本件処分に要した期間について

請求人が処分庁へ手帳2級を提出してから本件処分が行われるまで1年以上経過している。

上記1-(5)ーキのとおり、請求人が処分庁に手帳を提出して相談を行うまでの約1か月間及び処分庁が請求人に年金の受給権（納付要件）について確認するよう説明し、本件処分が実施されるまでの約1年間、いずれの期間においてもケース記録票からは処分庁において障害者加算に係る検討等を行ったことや請求人に対し進捗状況を確認した事実は確認できない。

問答集問7の17答において、加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものであるが、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであると規定されている。

請求人による手帳2級取得の申告後、本件処分までに期間を要した原因について、処分庁からは口頭意見陳述において、「請求人は収入申告書等も定期的に提出されており、自身で対応可能と考えていたが、配慮が十分ではなく、請求人に寄り添った対応を早期に実施すべきであった。」と述べており、処分庁回答書においても同様の回答があった。

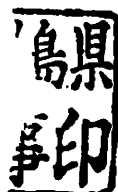
請求人は審理関係資料からうつ病があり、障害年金に係る手続等について支援を依頼できる扶養義務者もないことから、処分庁は、請求人の心身の状態を考慮しながら、障害年金に係る受給権の調査について、全てを請求人に一任することなく、必要に応じ支援又は法第28条に基づく調査を行うことも可能であったが、1年以上もの間、請求人に進捗状況等を確認することも請求人に報告を求めることもなく、何も対応していなかったことには不当性があると認められる。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

第7 添付書類

行政不服審査法第50条第2項に基づいて審理員意見書を添付する。



令和6年5月9日

鹿児島県知事 塩田 康一

